

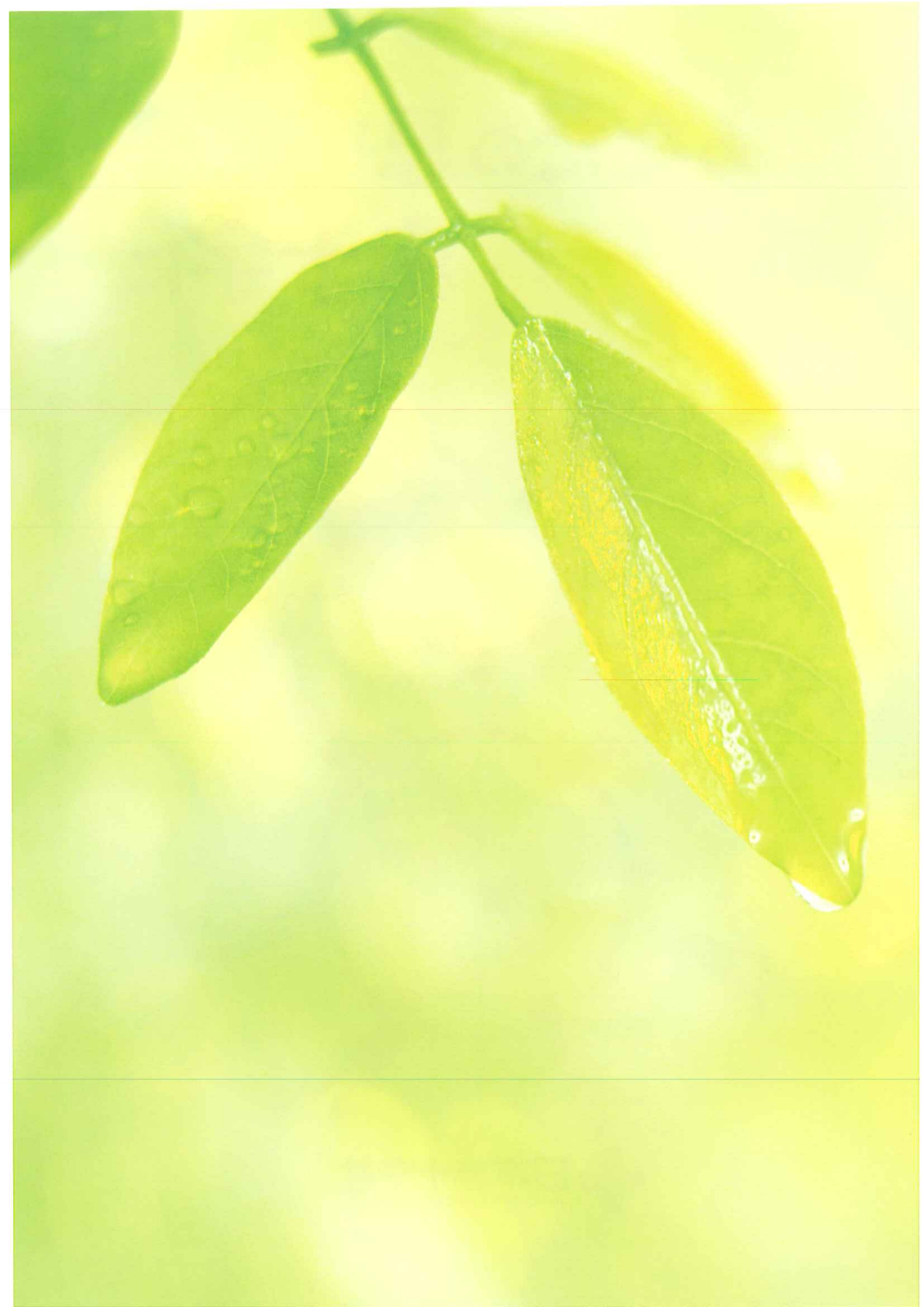
# あなたの思いを 赤十字に

遺産の寄付をお考えのみなさまへ



© 昭和五二

 **日本赤十字社**  
JAPANESE RED CROSS SOCIETY





このパンフレットは、  
日本赤十字社の理念をご理解いただき、  
その活動を支援するために、  
日本赤十字社に遺産などを寄付したいと  
お考えの皆様にご寄付をいただく方法や  
税制上の優遇措置などをわかりやすく  
ご説明するために作成いたしました。  
ご参考にご活用ください。

# 日本赤十字社の活動

**日本赤十字社**は、国際紛争時の難民などに対する緊急救援活動をはじめ、災害時の被災者の救護活動から公衆衛生活動まで、広範多岐な活動を展開しています。

これらの活動は、国民の皆様から寄せられる社費や寄付金によって支えられており、またボランティアなどの方々の応援により、130年余りにわたって続けてきました。

日本赤十字社をはじめ、各国の赤十字社は現在、世界186カ国にあり、国際的なネットワークで結ばれた民間の人道機関（NGO）です。

日本赤十字社は、スイスのジュネーブに本部をおく赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）あるいは、各国の赤十字社（イスラム教国では赤新月社といいます。）と協力して、世界の各地で人道活動を行っています。

国内外から赤十字に寄せられる救援の要請は年々増大し、日本赤十字社が行う救援活動も拡充しており、より多くの活動資金が必要となってきています。

**日本赤十字社は、全ての人々の生命と尊厳を守る**ため、今後とも赤十字活動を続けていきます。

そして、その活動をともに支えていただけることをお待ちしております。

## 参 考

### ●赤十字国際委員会

スイスのジュネーブに本部を置く赤十字の国際機関。活動方針を決定するメンバーは、永世中立国スイス国民で構成されています。戦争や紛争時の犠牲者の救援活動などが主な活動です。また、新たな赤十字社・赤新月社の承認もこの赤十字国際委員会が行います。

### ●国際赤十字・赤新月社連盟

各国の赤十字社・赤新月社の集合体として、1919年5月に創設されました。世界各地で起こる自然災害（干ばつ、地震、風水害など）の被災者の救援活動などが主な活動です。戦争や紛争時に自然災害が発生した場合などは、被災国赤十字社・赤新月社と赤十字国際委員会と緊密に連携し、被災者の救援にあたります。



# あなたの思いが かたちになります

～赤十字はこのような活動をしています～

## 国際救援活動

世界186カ国の赤十字社・赤新月社のネットワークを活かし、海外での紛争の犠牲者や地震や干ばつなどの自然災害の被災者を緊急救援します。また、開発途上国の赤十字社・赤新月社を支援し、災害に対する備えや病気の予防方法を普及する活動等を進めています。



## 災害救援活動

全国の赤十字施設や災害救援物資備蓄倉庫に常備される救援物資は、災害発生後、直ちに被災地に届けられます。

また、救援物資の配分には多くの赤十字防災ボランティアに協力いただきますが、防災ボランティアの登録や養成も大切な災害救護活動です。

日本赤十字社では、地震や台風、豪雨などの自然災害や航空機事故などに際し、被災者の救護のため、直ちに医療救護班を被災地に派遣しています。全国では483班、人員にして約6,573人の救護員が救護班として常時、災害出動に備えています。



また日本赤十字社では、被災地の赤十字病院はもとより、全国の赤十字病院でも傷病者の受入体制を整えています。さらに、災害発生時には災害義援金の受付を行い、皆様から寄せられる善意の義援金をお預かりし、被災地に届けるとともに、必要の度合いに応じて配分する活動も行います。

## 赤十字看護師（救護員）の養成

日本赤十字社では、赤十字の理念のもと、全国の医療施設や血液センター、福祉施設等における幅広い看護業務や災害救護などにも従事できる資質の高い看護師の養成を行っています。

また、国内の災害ばかりではなく海外の緊急救援に国際医療チームの一員として従事する機会が増大し、日本赤十字社の看護師は、国際的にも高い評価を得ています。



## 救急法・家庭看護法など講習会普及

三角巾の使い方、心臓マッサージや人工呼吸の方法などの講習会を普及し、大切な命を守る活動を行っています。

また、家庭での病人の看護の仕方をはじめ、病気の予防、健やかな生活をおくる知識や技術の普及を行うことによって、皆様の生命と健康を守る人道活動を推進しています。

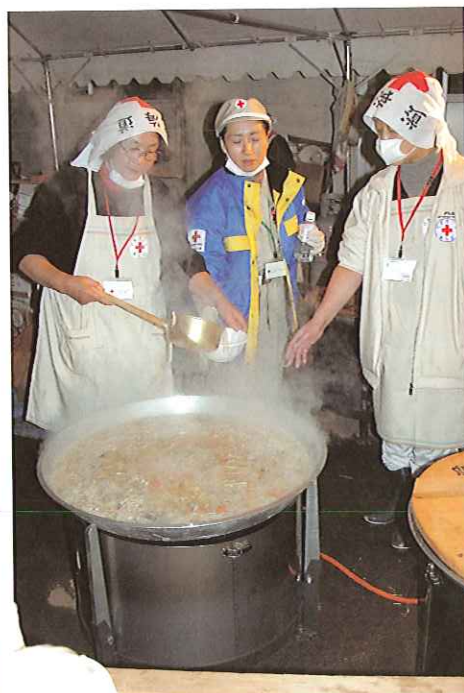
これらの知識や技術を身に付けた赤十字ボランティアは、地域での普及活動にも参加します。



## 赤十字ボランティアの養成

日本赤十字社では、赤十字の人道的活動に参加するボランティアを積極的に養成しています。

災害救護をはじめ、献血の推進、赤十字の講習を普及する活動や活動資金の募集などで活躍しています。



## 青少年赤十字活動

青少年赤十字は、苦しんでいる人を見たら何とかしてあげたいという子どもの優しい心を育て、日常生活の中で人道を理解し、人道活動を通して自分の価値観を高めていくことをめざし、各種の事業を行っています。

青少年赤十字は次の実践目標を掲げ活動を行います。



- 生命と健康を大切にする(健康・安全)
- 人間として社会のために、人のためにつくす責任を自覚し、実行する(奉仕)
- 広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う(国際理解・親善)



# ご自分や故人の意思を 広く社会に役立てるために

近年、「自分で築いた財産の一部を寄付したい」という相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために寄付したい」という尊いお申し出が増えていきます。

相談される方々の事情は様々ですが、ご自分や故人の意思を社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信用できる団体に寄付をしたいという思いは共通しています。

## ■ 寄付されました財産は非課税となる 税制上の優遇措置があります

日本赤十字社に遺贈された財産および、相続税の申告期限(申告書提出期限は相続から10ヵ月以内)までに相続人が寄付した財産は、非課税となる税制上の優遇措置が認められています。

措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措置の内容等
相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価値は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されない。

ご自分の財産や故人の財産を日本赤十字社を通じて、広く社会に還元していただくことが可能となります。

ご参考までに、[相続税の速算表]をご覧ください。



# 遺産の寄付には 相続税がかかりません。 (ご遺族の皆様へ)

ご遺族の方が相続された財産を日本赤十字社に寄付した場合、寄付されました財産には相続税がかかりません。(税制上の優遇措置が適用されます。)

相続税の申告期限内(相続開始から10ヵ月以内)に日本赤十字社に対し寄付をされた場合は、日本赤十字社が発行する「相続財産の寄付に関する証明書」を添付して相続税の申告をしてください。





## 相続税の速算表

平成19年4月1日現在

法定相続分に応ずる 取得金額		税 率	控除額	計算例	
				法定相続分に応ずる 取得金額	左に対する税額
万円超～	万円以下	%	万円	万円	万円
	1,000	10	—	1,000	100
1,000～	3,000	15	50	3,000	400
3,000～	5,000	20	200	5,000	800
5,000～	10,000	30	700	10,000	2,300
10,000～	30,000	40	1,700	30,000	10,300
30,000～		50	4,700	40,000	15,300

注) 課税遺産総額×法定相続分＝法定相続分に応ずる取得金額

### 計算方法

1. 法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝各相続人の算出税額
2. 各相続人の算出税額の合計金額＝相続税の総額



# 日本赤十字社に 遺産を寄付するには

## 遺贈について

遺言により、自分の築いた財産を特定の人々に分けることを遺贈といいます。

この遺言による相続は、民法が定めている法定相続の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。

この遺言による方法で、財産の一部の受取人として日本赤十字社を指定することができます。

一般的に、遺言は残された方々の遺産分割のもめごとを防ぎ、相続に関する複雑な手続きを円滑に進めることができるといわれています。また、必要に応じて、内容を書き換えることも可能です。

## 遺言書について

遺言をするには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。

一般的には次の三つの遺言が利用されていますが、財産の寄付をご検討される場合は、「公正証書遺言」による方式をお勧めします。

他の遺言書では、相続開始後、開封前に家庭裁判所による検認が必要となりますが、公正証書遺言では検認は不要となります。

<b>① 自筆証書遺言</b>	遺言者が遺言内容の全文、作成日付、氏名を自筆で書き、捺印したものです。
<b>② 公正証書遺言</b>	証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名捺印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造等の心配がありません。
<b>③ 秘密証書遺言</b>	遺言者が遺言書を作成して署名捺印し、これを封筒に入れて証書と同じ印章で封印し、証人2人以上の立会いのもとで、公証人に自分の遺言書であることを証明してもらうものです。

## 法定相続とは

民法の規定に従い定められた親族に、法律によって定められた割合で分割相続することをいいます。相続できる対象となる人を「法定相続人」、財産の相続配分割合を「法定相続分」と呼びます。

### ●法定相続分一覧

相続人	相続分
配偶者のみ	全部
子(または孫)のみ	全部
直系尊属(父母または祖父母)のみ	全部
兄弟姉妹(または甥、姪)のみ	全部
配偶者と子(または孫)	配偶者…1/2 子(または孫)…1/2
配偶者と直系尊属	配偶者…2/3 直系尊属…1/3
配偶者と兄弟姉妹(または甥、姪)	配偶者…3/4 兄弟姉妹(または甥、姪)…1/4

## 遺言執行者について

遺言書を作成する場合に大切なことは、遺言執行者を指定していただくことです。財産を円滑に寄付するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きをする方が必要になってきます。

不動産や有価証券などの寄付については、専門知識をもった遺言執行人にその財産を現金化してもらうよう遺言で指示することもできます。

遺言執行者は信頼のできる方を指定することはもちろんですが、法律に詳しい弁護士や専門機関である信託銀行などに依頼するケースも多いようです。

## 遺留分について

自分の財産は原則として、遺言によって自由に、相続分の指定をしたり、遺贈をすることができますが、一方では、民法によって一定の相続人が、遺言者の財産の一定割合を確保できることを定めています。これを遺留分といい、遺留分をもつ人を遺留分権利者といいます。

遺言書を作成して財産の寄付を行う場合には、この遺留分についてもご理解いただく必要があります。





相続財産の寄付に関しては  
下記の証明書が発行されます。

組指第〇〇号

## 証明書

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇  
氏名 〇〇〇 〇〇〇 殿

この度、貴殿から日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実と相違ないことを証明します。

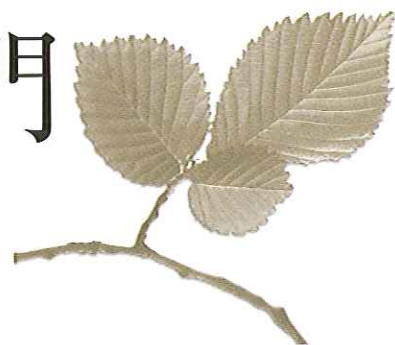
## 記

1. 寄付受領年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
2. 寄付金額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
3. 寄付金明細 現金
4. 寄付金の使途 日本赤十字社事業資金

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本赤十字社社長 近衛 忠輝 ⑩

# ご寄付に関する専門 相談窓口について



## 専門機関及び専門家

### 信託銀行

民間の信託銀行では、個人資産の運用管理から、遺言書作成とその保管、遺言執行にいたるまでの業務を行っています。相続についての専門知識をもつ財産管理の専門相談員がいますので、最寄りの信託銀行でご相談ください。

また、日本赤十字社と「遺贈による寄付制度」の提携を行っている信託銀行をご紹介しますこともできます。

### 弁護士

遺言書の作成から遺産の分割、相続税などの相続全般の関する相談をすることができます。

弁護士には職業上、思わぬ争いの予防や解決に関する専門知識が豊富であり、良き相談者となることが期待できます。

各地方の弁護士会に相談して、弁護士を紹介してもらうか、行政が行う無料の法律相談を利用して必要な情報を得ることも可能でしょう。

### 税理士

税理士は財産の評価から申告書の作成、相続にかかる税金についての専門知識を持っています。各地方の税理士会で税理士を紹介してもらうこともできます。

### 公証人

公証人は、裁判官、検察官、法務局長、弁護士などを永年つとめた人の中から法務大臣が選任する国の公の機関であり、公証人が作成する公正証書遺言は、もっとも信頼できるものです。

日本公証人連合会で最寄りの公証役場をお問い合わせください。

日本公証人連合会 〒100-0013  
東京都千代田区霞が関1丁目4番2号  
大同生命霞が関ビル 5階  
☎03-3502-8050 (代)



関係機関使用覧



〒105-8521  
東京都港区芝大門一丁目1番3号  
日本赤十字社 総務局  
組織推進部 社費・寄付担当

**遺贈ご相談専用連絡先**  
**☎03-3437-7081**